

薬事法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年十一月二十七日法律第八十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百一条の規定は、公布の日から施行する。